

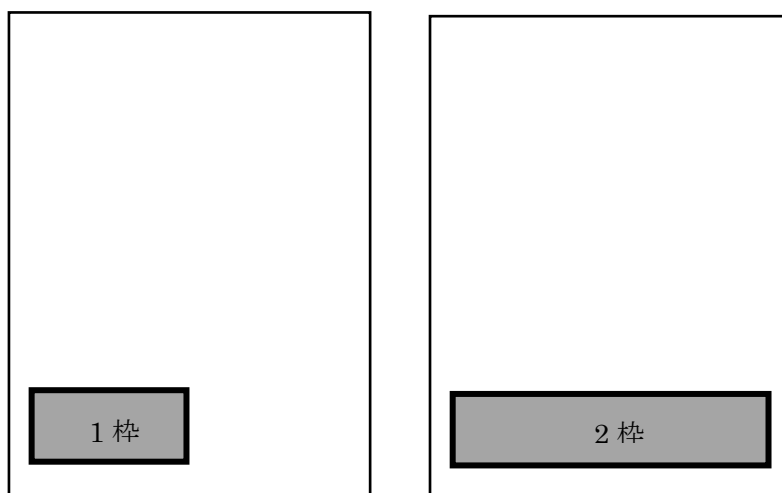
## 平成 31 年度 生野区広報紙「広報いくの」 広告掲載募集要項

1. 募集媒体 生野区広報紙「広報いくの」  
平成 31 年 5 月～平成 32 年 4 月号
2. 媒体の概要
- (1) 形 状 タブロイド版、4 色刷り
  - (2) 頁 数 12 ページ
  - (3) 発行部数 68,000 部／月（予定）
  - (4) 発行日 毎月 1 日（ただし 4 月号のみ 3 月 31 日）
  - (5) 配布方法
    - ・区内の各ご家庭、事業所に戸別配布
    - ・区役所、図書館、区民センターなど区内施設等に設置

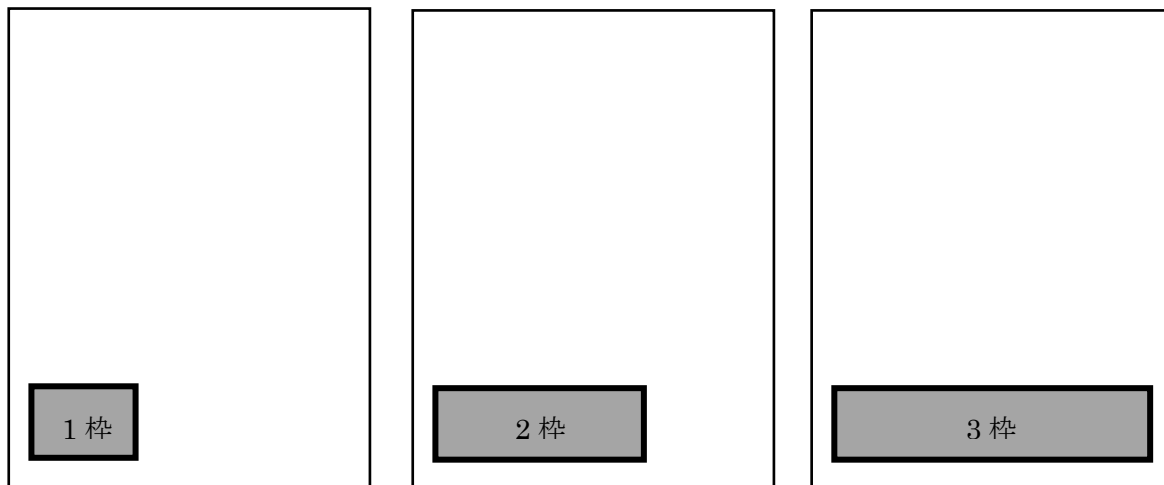
### 3. 広告の規格・料金

- (1) 掲載場所 各面の下段
- (2) サイズ
  - ・ 1 面・最終面 (1 枠使用) 縦 60mm×横 118mm
  - (2 枠使用) 縦 60mm×横 240mm
  - ・ 中面 (1 枠使用) 縦 60mm×横 78mm
  - (2 枠使用) 縦 60mm×横 159mm
  - (3 枠使用) 縦 60mm×横 240mm

#### 【1 面・最終面】



【中面】



(3) 広告掲載料金

- ・ 1 面 1 枠 48,000 円 (ひと月あたり)
- ・ 最終面 1 枠 35,000 円 (ひと月あたり)
- ・ 中面 1 枠 20,000 円 (ひと月あたり)

なお、以下の条件にあてはまる場合、上記料金より割引します。

< 枠数割引 > 同一紙面内で、

- ・ 1 面 2 枠 (上記規格サイズに限る) を使用して掲載を希望する場合 10%
- ・ 最終面 2 枠 (上記規格サイズに限る) を使用して掲載を希望する場合 10%
- ・ 中面 3 枠 (上記規格サイズに限る) を使用して掲載を希望する場合 10%

「1 面」「最終面」のみ 2 枠使用で平成 31 年 5 月～平成 32 年 4 月号の 12 ヶ月間継続を希望して掲載する場合は 15% の割引になります。

(別紙「平成 31 年度 生野区広報紙「広報いくの」 広告掲載料金表」をご参照ください)

※ 広告料には、制作費 (版下・デザイン) を含んでおりません。

完全データにて入稿してください。

※ 中面については、掲載頁の指定はできません。

※ 途中で掲載の取下げがあった場合は、割引も適応されなくなります。

(4) 刷り色 4 色まで可

(5) フォント

JIS 規格約 7 ポイント (10 級相当) を最小とする。ただし、特別な場合 (表、リスト、地図等) は JIS 規格約 5.5 ポイント (8 級相当) まで使用できるものとする。

(6) その他

広告には、広告主の所在地・問合せ先 (電話番号) の明記が必要です。

広告欄外に、本紙指定の位置に指定の大きさで、「広告」、「広告スペース」と表記します。

#### 4. 掲載できない広告

「大阪市広告掲載要綱第4条」及び「大阪市生野区役所広告掲載要領第5条及び第6条」の各号に該当するもの。

#### 5. 広告掲載希望枠申込方法

##### (1) 広告掲載希望枠申込

平成31年度の掲載希望枠について、「生野区広報紙『広報いくの』広告掲載希望枠申込書」に希望する掲載月、掲載面を記入のうえ、2月20日（水）必着で、メールまたはFAXで生野区役所企画総務課あてご提出ください。なお、掲載枠以上の希望があった場合は、公開抽選により掲載決定をおこないます。

（ 公開抽選 日時：2月25日（月）10:00～  
場所：生野区役所 1階101会議室 ）

※1面・最終面は、以下の順に優先します。

1. 2枠を12ヶ月間継続で申し込まれた方。
2. 2枠を申し込まれた方。

※中面は、3枠で申し込まれた方を優先します。

※関連会社等からそれぞれ同内容の申し込みがあった場合、その中でどれか1件の申し込みとして受け付けます。

##### (2) 結果の通知

結果については、公開抽選後に申し込みのあった方にメールまたは電話にてご連絡いたします。

##### (3) 広告掲載申込

当選した掲載枠については、「生野区広報紙『広報いくの』広告掲載申込書」に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ3月14日（木）必着で送付または直接窓口にてお申し込みください。

なお、申込書のご提出がない場合は当選した掲載枠を辞退されたものとします。

※掲載枠に空きが生じた場合は、3月18日（月）9時より先着順で受付します。

（ 抽選申込書・掲載申込書など関係書類は生野区ホームページ  
(<http://www.city.osaka.lg.jp/ikuno>) からダウンロードできます。 ）

#### 6. 広告掲載申込書提出後の流れ

- (1) 当区において広告掲載申込書受付後、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書および広告掲載料の納入通知書を送付します。
- (2) 掲載の決定を受けた者は、大阪市が発行する納入通知書により、指定期日までに大阪市の指定金融機関に広告掲載料を納入してください。
- (3) 掲載する広告の原稿については、指定する期日までにデータファイル（イラストレーター、PDF等）をメール等で生野区役所企画総務課へ提出してください。
- (4) 掲載しようとする広告については、大阪市生野区役所広告掲載審査委員会の承認をうけることとなります。

(5) 広告原稿の作成にかかる一切の経費は、広告掲載事業者の負担となります。

#### 7. その他

- (1) 掲載については、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市生野区役所広告掲載要領」に適合し、かつ、区の広報紙の品格を損なわないものとしてください。
- (2) 広告掲載の決定後、特別な理由がなく掲載をしなかった場合は、広告掲載料の返還はできません。
- (3) 本要項に記載のない事項については、必要に応じて生野区役所と協議のうえ定めることとします。
- (4) 本要項の内容に疑義が生じた場合は、生野区の解釈に従うこととします。

#### 9. 提出・連絡先

大阪市生野区役所 企画総務課

〒544-8501 大阪市生野区勝山南 3-1-19

TEL : 06 (6715) 9683 FAX : 06 (6717) 1160

URL : <http://www.city.osaka.lg.jp/ikuno/>